

新旧対照表（令和6年度高知県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領）

改正後	改正前
<p>高知県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 訓練促進給付金の交付等</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）添付書類</p> <p>交付申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。</p> <p>ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し</p> <p><u>イ 次に掲げるいずれかの書類</u></p> <p><u>（ア）当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し</u></p> <p><u>（イ）当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記第1号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</u></p> <p><u>（ウ）当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類</u></p>	<p>高知県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 訓練促進給付金の交付等</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）添付書類</p> <p>交付申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。</p> <p>ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し</p> <p><u>イ 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、別記第1号様式による16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（以下「控除対象扶養親族申立書」という。）及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての前年又は前々年の市町村長の証明書を含む。）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(別記第1号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>9 修了支援給付金の交付等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>交付申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。</p> <p>ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明することができるものに限る。）及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）</p> <p><u>イ 次に掲げるいずれかの書類</u></p> <p><u>(ア) 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し</u></p> <p><u>(イ) 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記第1号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</u></p> <p><u>(ウ) 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記第1号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</u></p>	<p>ウ～エ (略)</p> <p>9 修了支援給付金の交付等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>交付申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。</p> <p>ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明することができるものに限る。）及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明<u>することが</u>できるものに限る。）</p> <p><u>イ 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、控除対象扶養親族申立書及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての前年又は前々年の市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年とする。）の状況を証明することができるものに限る。）</u></p>

改正後	改正前
ウ～エ (略)	ウ～エ (略)
10～13 (略)	10～13 (略)
<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成27年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>2 この要領は、令和7年<u>8</u>月31日限りでその効力を失う。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成27年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>2 この要領は、令和7年<u>5</u>月31日限りでその効力を失う。</p>
<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要領は、平成28年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要領は、平成28年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要領は、平成29年4月20日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要領は、平成29年4月20日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要領は、平成30年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要領は、平成30年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要領は、平成30年10月1日から施行し、同年8月1日から適用する。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要領は、平成30年10月1日から施行し、同年8月1日から適用する。</p>
附則	附則

改正後	改正前
<p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和元年6月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和元年6月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和2年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和2年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和3年5月28日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和3年5月28日から施行する。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和4年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和4年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和5年5月10日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和5年5月10日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和6年5月7日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和6年5月7日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="91 188 143 215">附則</p> <p data-bbox="91 236 232 263"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="165 284 981 311"><u>この要領は、令和6年10月2日から施行し、同年8月30日から適用する。</u></p> <p data-bbox="91 379 224 406">別記 (略)</p>	<p data-bbox="1124 379 1234 406">別記 (略)</p>